
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 四半期開示に関する検討

I. 本資料の目的

1. 本資料は、開発する基準の開示に関する四半期開示について検討することを目的としている。

なお、検討に当たっては、これまでの審議における次の提案を前提としている。

- (1) 開発する基準の開示に関する開示事項は、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第 40-2 項(3)に、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」として定め、その詳細を企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）第 4-2 項に定める。
- (2) 適用対象企業について、金融機関と一般事業会社の差を設けない。
- (3) 次の開示項目について開示を求める。
 - ① 公正価値のレベルごとの残高
 - ② 使用した評価技法及びインプットの説明
 - ③ 評価技法の変更及びその理由
 - ④ 重要な観察できないインプットに関する定量的情報
 - ⑤ 期首残高から期末残高への調整表
 - ⑥ 純損益に認識した未実現損益
 - ⑦ 企業の評価プロセスの説明
 - ⑧ 観察できないインプットの変化に対する感応度の記述的説明

II. 現行の金融商品に関する四半期開示

2. 現行の会計基準においては、企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という。）第 19 項(21)及び第 25 項(20)¹に「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」を注記することが定められている。

金融商品に関する四半期開示は、当該開示事項の一部として、企業会計基準適用指

¹ 第 19 項(21)は四半期連結財務諸表についての定めであり、第 25 項(20)は四半期個別財務諸表についての定めである。

針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下「四半期会計基準適用指針」という。)第 80 項(3)に例示として詳細が定められている(四半期会計基準適用指針第 80 項は別紙参照)。

3. 当該開示事項は、四半期会計基準適用指針第 80 項の柱書きにおいて、次の通りとされている。
 - (1) 企業集団又は企業の状況に関する財務諸表利用者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるものである。
 - (2) 金額の記載にあたり、適時に正確な金額を算定することができない場合には、概算額によって記載することもできる。
4. さらに、金融商品に関する四半期開示について定める四半期会計基準適用指針第 80 項(3)は、その柱書きにおいて次の通りとしている。
 - (1) 企業集団の事業運営にあたっての重要な項目であり、かつ、前年度末と比較して著しく変動している資産又は負債等について開示する。
 - (2) 金融機関²以外は、第 1 四半期及び第 3 四半期には注記を省略することができる。
5. 前項(1)の詳細は、次の通り定められている。これらは、それぞれの括弧内に示すように金融商品時価開示適用指針第 4 項の定めと対応している。
 - (1) 金融商品の四半期貸借対照表の科目ごとの時価及び貸借対照表価額並びにその差額(四半期会計基準適用指針第 80 項(3)①として規定。金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)に対応。)
 - (2) 満期保有目的の債券の時価及び貸借対照表価額並びにその差額。その他有価証券の有価証券の種類ごとの時価及び貸借対照表価額並びにその差額(四半期会計基準適用指針第 80 項(3)②として規定。金融商品時価開示適用指針第 4 項(2)に対応。)
 - (3) デリバティブ取引の対象物の種類ごとの契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益(四半期会計基準適用指針第 80 項(3)③として規定。金融商品時価開示適用指針第 4 項(3)に対応。)

² 正確には、「総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団」とされているもの。

III. 四半期開示に関する検討

四半期開示の定めの方法

6. IFRS 第 13 号の開示を金融商品時価開示適用指針第 4-2 項として定めることを踏まえると、その四半期開示は、金融商品時価開示適用指針第 4 項に関する四半期開示と同じ、四半期会計基準適用指針第 80 項(3)に定めることが適当であると考えられる。

四半期開示の開示項目

7. 第 5 項に示したように、現行の会計基準における金融商品に関する四半期開示で求められている開示項目は、金融商品時価開示適用指針第 4 項で定められている開示項目のうち、相対的に重要度の高い定量的な開示項目であると考えられる。
8. これまでに利用者から聞かれている意見を踏まえると、日本基準に導入を検討している IFRS 第 13 号の開示項目（第 1 項(3)参照）の中で、相対的に重要度の高い定量的な開示項目は「公正価値のレベルごとの残高」であると考えられる。ただし、注記においてのみ時価評価される金融商品に関する情報は相対的に有用性が低いと考えられる。

提案

9. IFRS 第 13 号の四半期開示を次の通り定めることが考えられるがどうか。
 - (1) 四半期会計基準第 19 項(21)及び第 25 項(20)に「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」の一部として、四半期会計基準適用指針第 80 項(3)に単純に付け加えることにより定める。
 - (2) 求める開示項目は、「公正価値のレベルごとの残高」とする。ただし、貸借対照表上で時価評価する金融商品についてのみ四半期開示を求める。

ディスカッション・ポイント

第 9 項の四半期開示に関する事務局の提案について、ご質問又はご意見をいただきたい。

IV. 四半期会計基準適用指針の文案の検討

10. 第9項の提案に基づく四半期会計基準適用指針第80項の文案は以下に示すとおりである。下の文案では、現行の四半期会計基準適用指針第80項に対する追加を下線で示している。

四半期会計基準適用指針

80. 会計基準第19項(21)及び第25項(20)で定める「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」とは、企業集団又は企業の状況に関する財務諸表利用者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであり、例えば次のようなものが挙げられる。なお、金額の記載にあたり、適時に正確な金額を算定することができない場合には、概算額によって記載することもできる。

(中略)

- (3) 企業集団の事業運営にあたっての重要な項目であり、かつ、前年度末と比較して著しく変動している資産又は負債等に関する次の事項

ただし、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団以外の企業集団においては、第1四半期及び第3四半期では注記を省略することができるが、当該注記を省略する場合は第1四半期より行うこととする。なお、四半期個別財務諸表を開示する場合は企業集団を企業と読み替える。

- ① 金融商品に関する四半期貸借対照表の科目ごとに、四半期会計期間末における時価及び四半期貸借対照表計上額とその差額
- ② 満期保有目的の債券については、四半期会計期間末における時価及び四半期貸借対照表計上額とその差額、その他有価証券については、有価証券の種類（株式及び債券等）ごとに四半期会計期間末における四半期貸借対照表計上額及び取得原価とその差額
- ③ デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。）については、取引の対象物の種類（主な通貨、金利、株式、債券及び商品等）ごとの契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益
- ④ 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、企業会計基準第XX号「時価の算定に関する会計基準（仮称）」第XX項に定めるレベル1の時価、レベル2の時価及びレベル3の時価

ディスカッション・ポイント

四半期会計基準適用指針第 80 項の文案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

以 上

別紙：財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項（四半期会計基準適用指針より抜粋）

80. 会計基準第19項(21)及び第25項(20)で定める「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」とは、企業集団又は企業の状態に関する財務諸表利用者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであり、例えば次のようなものが挙げられる。なお、金額の記載にあたり、適時に正確な金額を算定することができない場合には、概算額によって記載することもできる。

- (1) 資産の控除科目として表示されていない貸倒引当金の記載
- (2) 子会社の決算日に変更があり、かつ四半期損益に重要な影響を及ぼす場合に変更があった旨及びその内容
- (3) 企業集団の事業運営にあたっての重要な項目であり、かつ、前年度末と比較して著しく変動している資産又は負債等に関する次の事項

ただし、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団以外の企業集団においては、第1四半期及び第3四半期では注記を省略することができるが、当該注記を省略する場合は第1四半期より行うこととする。なお、四半期個別財務諸表を開示する場合は企業集団を企業と読み替える。

- ① 金融商品に関する四半期貸借対照表の科目ごとに、四半期会計期間末における時価及び四半期貸借対照表計上額とその差額
- ② 満期保有目的の債券については、四半期会計期間末における時価及び四半期貸借対照表計上額とその差額、その他有価証券については、有価証券の種類（株式及び債券等）ごとに四半期会計期間末における四半期貸借対照表計上額及び取得原価とその差額
- ③ デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。）については、取引の対象物の種類（主な通貨、金利、株式、債券及び商品等）ごとの契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益

以 上